

協議第 2 号

新市の名称について

新市の名称について提案する。

平成 1 5 年 6 月 4 日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	3 新市の名称について

協 議 調 書

協議項目	3	新市の名称	所管	合併協議会事務局
調整の内容				

	新 設 合 併	編 入 合 併	備 考
基本的な考え方	すべての市町村の法人格が消滅し新たな法人格が発生することから、新市の発足までに新市の名称を定める必要がある。この場合、合併関係市町村の名称を使用することもできる。	編入する市町村の法人格が継続することから、編入する市町村の名称とすることが多いが、編入する市町村の名称を変更することにより新たに制定することもできる。	
名称についての手続き	地方自治法第7条の規定による関係市町村の廃置分合（合併）の申請に基づき、道議会の議決を経て知事が定め、総務大臣が告示することにより効力を生じることとなる。	編入合併に伴って市町村の名称を変更する場合は、地方自治法第3条の規定により、あらかじめ都道府県知事に協議し、条例でこれを定める必要がある。	地方自治法（昭和22年法律第67号） 〔地方公共団体の名称〕 第3条第3項 都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。 同条第4項 地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。

〔文案例〕

新市の名称は「 市」とする。